

レセプトデータ、特定健診・保健指導データを国が収集するに当たって、
保険者からあらかじめ削除して提供いただくことを予定している項目(案)

1 レセプトデータ

- ・ 患者の氏名、生年月日のうち日
- ・ 被保険者証の記号・番号
- ・ 公費負担医療受給者番号
- ・ 医療機関・薬局の名称
- ・ 保険医師名(調剤レセプト)

2 特定健診・保健指導データ

保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する実績報告用データに関して、
受診者の氏名・住所等の個人情報が除去されることを想定しており、当該データ
と同じ内容を想定

→ 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」上の個人情報は、国が収集するデータには含まれず、個人情報を収集しない。